

排水等の成分調査 仕様書

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 作業実施場所	1
4. 作業時期及び納期	1
5. 作業内容	1
6. 検査	1
7. 業務に必要な資格等	2
8. 支給物品及び貸与品	2
9. 提出書類	2
10. 検収条件	3
11. 適用法規・規程等	3
12. 検査員	3
13. 特記事項	3
14. グリーン購入法の適用	3

添付資料

別表－1	試料と測定項目（上期）
別表－2	試料と測定項目（下期）
別表－3	測定項目における定量下限値

1. 件名

排水等の成分調査

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）人形峠環境技術センターから発生するダム水、センター排水等の成分分析を行い、センターが定める排水管理要領の排水基準値を満足していることを確認する。

3. 作業実施場所

センター内の各採水箇所

4. 作業時期及び納期

作業時期：原子力機構担当者と別途打ち合わせにより決定する。

納 期：2026年1月30日

但し、9.に示す報告書の提出期限を遵守すること。

5. 作業内容

5.1 作業範囲及び項目

環境試料の採取及び分析測定並びに報告書の提出（測定は持ち帰り分析とする）。
採取試料及び測定項目は以下の通り。

(1) 採取試料

〔上期〕

イ. 放流水	1 件
ロ. 車庫排水	1 件
ハ. 生活排水	1 件
ニ. ダム水	1 件

〔下期〕

イ. 放流水	1 件
ロ. 車庫排水	1 件
ハ. 生活排水	1 件
ニ. DP排水	1 件
ホ. EEF排水	1 件
ヘ. ボイラー水	1 件
ト. 総合管理棟排水	1 件
チ. スーパーサイフォンフィルター出口	1 件

(2) 測定項目

各測定場所における測定項目は別表-1（上期）、別表-2（下期）の通り

(3) 測定方法及び定量下限値

別表-2に示す定量下限値を満足できる公定法で行う。

5. 2 試料のサンプリング

上期の試料採取は8月下旬までに実施すること。やむを得ず8月下旬までに採取が不可能な場合においても9月上旬に実施すること。

下期の試料採取は11月中に実施すること。やむを得ず11月採取が不可能な場合においても12月上旬に実施すること。

なお、上期及び下期ともに試料は原子力機構担当者立会のもと受注者において採取すること。

6. 検査

- (1) 原子力機構が必要に応じて実施する事業所等への立ち入り検査を妨げてはならない。立ち入り検査の結果、不備な点が認められ、改善を求めた場合はこれに従うこと。
- (2) 分析等の結果について疑義が生じた場合、再分析等の指示に従うこと。
- (3) 原子力機構は、必要に応じてクロスチェックを指示することができ、別途提供する試料を分析するとともにその結果を報告すること。
- (4) 測定機器については、受注者の品質保証体制に基づいて管理されていること。
- (5) 不適合管理については、受注者で定める品質保証計画書に基づいて、対応すること。なお、品質保証計画書等がない場合は、原子力機構の定める要領書に基づいて実施すること。

7. 業務に必要な資格等

測定項目の計量証明事業所であること。

作業責任者は当センターが行う「作業責任者認定制度」の教育を受講し、合格した者であること。

8. 支給物品及び貸与品

試料採取に必要な水、電気等

9. 提出書類

- (1) 分析結果報告書：2部

※測定結果の報告には、試料サンプリング日時・項目毎の検出限界値についても明記すること

- (2) 委任又は下請負等の届出（原子力機構指定様式）
- (3) 分析結果報告書の提出期限について

①上期採取分 10月24日まで

②下期採取分 1月30日まで

(提出先)

岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

原子力機構 人形峠環境技術センター 保安管理課

10. 検収条件

9. に記す報告書の提出をもって検収とする。

11. 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 日本工業規格
- (3) 日本電気工業会標準規格

12. 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

13. 特記事項

- (1) 試料を運送会社にて運送する場合も運送に係る費用は受注者が負担すること。
- (2) 採取試料の状態は天候等によって異なる場合があるので、天候状況による試料採取の可否は原子力機構の判断に従うこと。なお、現地における試料採取待機は契約内数とする。
- (3) 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して、または主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断）を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (4) 受注者は、受注者の責任において、分析作業の一部を第三者に委託することができる。第三者に委託する場合、あらかじめ委託先の名称、委託範囲を記載した書面（原子力機構指定様式）を提出し承認を得ること。ただし、分析作業の委託にあたっては、測定項目の計量証明事業の登録を受けた事業者を選定すること。
- (5) 本仕様に基づく作業に当たっては、周辺環境へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- (6) 使用機器の運用上における注意事項等が発生した場合、速やかにその技術情報を提供すること。
- (7) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ等についての資料及び情報を、外部に発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。
- (8) 詳細な点については担当者と打ち合わせにより決定する。
- (9) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

14. グリーン購入法の適用

本契約において、グリーン購入法（国等受注者が原子力機構に対し提出する図書（書類）はグリーン法に適応した印刷用紙により納入すること。

以上

別表－1

試料と測定項目（上期）

測定項目 \ 測定場所	放流水	車庫排水	生活排水	ダム水
フェノール類	●	●	●	●
銅	●	●	●	●
亜鉛	●	●	●	●
鉄	●	●	●	●
マンガン	●	●	●	●
総クロム	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物	●	●	●	●
大腸菌数	●	●	●	●
シアン化合物	●	●	●	●
有機燐化合物	●	●	●	●
鉛及びその化合物	●	●	●	●
六価クロム	●	●	●	●
砒素及びその化合物	●	●	●	●
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	●	●	●	●
アルキル水銀化合物	●	●	●	●
P C B	●	●	●	●
トリクロロエチレン	●	●	●	●
テトラクロロエチレン	●	●	●	●
ジクロロメタン	●	●	●	●
四塩化炭素	●	●	●	●
1,2-ジクロロエタン	●	●	●	●
1,1-ジクロロエチレン	●	●	●	●
シス-1,2-ジクロロエチレン	●	●	●	●
1,1,1-トリクロロエタン	●	●	●	●
1,1,2-トリクロロエタン	●	●	●	●
1,3-ジクロロプロペン	●	●	●	●
チウラム	●	●	●	●
シマジン	●	●	●	●
チオベンカルブ	●	●	●	●
ベンゼン	●	●	●	●
セレン	●	●	●	●
クロロホルム	●			
トルエン	●			
キシレン	●			
ニッケル	●			
モリブデン	●			
ホウ素(及びその化合物)	●	●	●	●
窒素(アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素)	●	●	●	●
クロロエチレン	●	●	●	
1－4 ジオキサン	●	●	●	

別表－２

試料と測定項目（下期）

測定項目 \ 測定場所	放流水	車庫排水	生活排水	D P排水	E E F排水	ボイラー水	総合管理棟排水	スーパーサイフォンフィルター出口
フェノール類	●	●	●	●	●	●	●	●
銅	●	●	●	●	●	●	●	●
亜鉛	●	●	●	●	●	●	●	●
鉄	●	●	●	●	●	●	●	●
マンガン	●	●	●	●	●	●	●	●
総クロム	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
大腸菌数	●	●	●	●	●	●	●	●
シアン化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
有機燐化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
鉛及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
六価クロム	●	●	●	●	●	●	●	●
砒素及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
P C B	●	●	●	●	●	●	●	●
トリクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
テトラクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
ジクロロメタン	●	●	●	●	●	●	●	●
四塩化炭素	●	●	●	●	●	●	●	●
1,2-ジクロロエタン	●	●	●	●	●	●	●	●
1,1-ジクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
シス-1,2-ジクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
1,1,1-トリクロロエタン	●	●	●	●	●	●	●	●
1,1,2-トリクロロエタン	●	●	●	●	●	●	●	●
1,3-ジクロロプロペン	●	●	●	●	●	●	●	●
チウラム	●	●	●	●	●	●	●	●
シマジン	●	●	●	●	●	●	●	●
チオベンカルブ	●	●	●	●	●	●	●	●
ベンゼン	●	●	●	●	●	●	●	●
セレン	●	●	●	●	●	●	●	●
クロロホルム	●							
トルエン	●							
キシレン	●							
ニッケル	●							
モリブデン	●	●	●	●	●	●	●	●
ホウ素	●	●	●	●	●	●	●	●
窒素（アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素）	●	●	●	●	●	●	●	●
クロロエチレン	●	●	●					
1－4 ジオキサン	●	●	●					

別表－３

測定項目における定量下限値

測定項目	定量下限値
フェノール類含有量	0.025 mg/l
銅	0.05 mg/l
亜鉛	0.05 mg/l
鉄	0.1 mg/l
マンガン	0.1 mg/l
総クロム	0.1 mg/l
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l
大腸菌数	0 CFU/ml
シアン化合物	0.01 mg/l
有機燐化合物	0.1 mg/l
鉛及びその化合物	0.01 mg/l
六価クロム	0.02 mg/l
砒素及びその化合物	0.005 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/l
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/l
P C B	0.0005 mg/l
トリクロロエチレン	0.002 mg/l
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/l
ジクロロメタン	0.002 mg/l
四塩化炭素	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/l
チウラム	0.0006 mg/l
シマジン	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	0.002 mg/l
ベンゼン	0.001 mg/l
セレン	0.005 mg/l
クロロホルム	0.001 mg/l
トルエン	0.06 mg/l
キシレン	0.04 mg/l
ニッケル	0.1 mg/l
モリブデン	0.007 mg/l
ホウ素(及びその化合物)	0.1 mg/l
窒素(アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素)	1.0 mg/l
クロロエチレン	0.002 mg/l
1-4 ジオキサン	0.05 mg/l